食品産業の発展に向けた計画認定制度

（食料システム法計画認定制度）

MAFF

Ministry of Agriculture,
Forestry and Fisheries

農林水産省

2026年10月

新事業・食品産業部

食料システム法の概要（食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律）

●目的

食品等事業者が食料システムにおいて農林漁業者と一般消費者とをつなぐ重要な役割を果たしていることに鑑み、食品等事業者による事業活動の促進と食品等の取引の適正化をもって、農林漁業及び食品産業の成長発展並びに一般消費者の利益の増進に資する旨規定

① 食品等事業者による事業活動の促進（R7.10~）

（１）食品等事業者が、次の**事業活動に関する計画**を作成
- ① 安定取引関係確立事業活動
  （農林水産業と食品産業の連携強化）
- ② 流通合理化事業活動（流通の効率化、付加価値向上等）
- ③ 環境負荷低減事業活動（温室効果ガスの排出量の削減等）
- ④ 消費者選択支援事業活動
  （持続可能性に配慮した物の選択を消費者が行うことに寄与する情報の伝達等）

※ ①～④には技術開発利用、事業再編を含む。

（２）地方公共団体、一般社団法人等、（１）の事業活動を連携して支援しようとする者は、**連携支援計画**を作成

（３）**農林水産大臣が認定**した場合、**支援措置**を実施
- ① 日本政策金融公庫による長期低利融資
- ② 農業・食品産業技術総合研究機構の研究開発設備の供用
- ③ 中小企業経営強化税制、カーボンニュートラル投資促進税制等の税制特例　等

② 食品等の取引の適正化　（R8.4~）

（１）農林水産大臣が、食品等取引実態調査を実施
※ 取引実態調査はR7.10～

（２）飲食料品等事業者・農林漁業者は、次の措置を講ずるよう努力
- ① 持続的な供給に要する費用等の考慮を求める事由を示して協議の申出がされた場合、誠実に協議
- ② 持続的な供給に資する取組（商慣習の見直し等）の提案があった場合、検討・協力

（３）農林水産大臣が、事業者の行動規範（判断基準）を策定

（４）農林水産大臣は、次の措置を実施
- ① 適確な実施を確保するため必要な場合、指導・助言を実施
- ② 実施状況が著しく不十分な場合、勧告・公表を実施
  （勧告の実施に必要な場合、報告徴収・立入検査を実施）

※ 不公正な取引方法に該当する事実がある場合、公取委に通知

（５）農林水産大臣が、取引において、通常、費用を認識しにくい飲食料品等を指定。その費用の指標の作成・公表等を行う団体を認定

食品産業に対する総合的な認定制度

卸売市場法の一部改正

中央卸売市場・地方卸売市場の開設者は、指定飲食料品等、その費用の指標等を公表

食品産業の事業者向けの計画認定制度の基本スキーム

- 食品等事業者（**食品製造業者、食品卸売業者、食品小売業者、外食業者等**）は、対象となる事業活動（次ページ）に関する計画を申請し、農林水産大臣は認定基準を満たす場合は、その認定を行う
- 認定を受けた場合は、各種支援・特例措置を適用

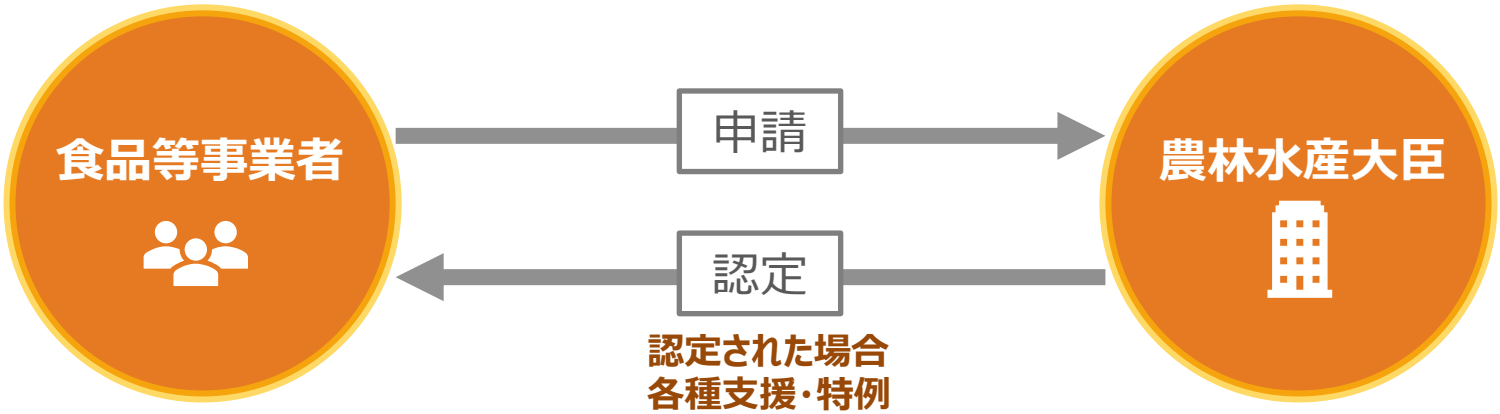

計画記載事項

- 事業活動の目標
- 事業活動の内容及び実施時期
- 必要な資金の額及びその調達方法
- 農林漁業及び食品産業の成長発展並びに一般消費者の利益の増進に寄与する程度
等

計画認定基準

- 農林水産大臣の定める基本方針※に照らし適切なものであること
- 事業活動が確実に実施されると見込まれるものであること
- 農林漁業及び食品産業の成長発展並びに一般消費者の利益の増進に寄与するものであること　等

※食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進に関する基本的な方針

認定対象となる事業活動

- 食品等事業者（**食品製造業者、食品卸売業者、食品小売業者、外食業者等**）は、食品等の持続的な供給に資する以下のいずれかの取組について、**農林水産大臣の認定及び金融・税制等上の総合的な支援・特例措置**を受けることが可能

農林漁業者との安定的な取引関係の確立を図る事業活動（農林漁業者との連携強化）

- 新たな産地との契約や原材料の国産切替に向けた設備の導入
- 契約先農家からの調達量拡大に向けた設備の導入　など

食品等の流通の合理化による措置により、食品等の流通の経費の削減、価値の向上又は新たな需要の開拓を図る事業活動

- 品質管理を高度化（低温管理等）する設備の導入
- 流通効率のため物流拠点を整備　など

環境への負荷の低減又は資源の有効利用を図る事業活動

- 食品製造過程での温室効果ガスや食品ロス削減に向けた設備の導入
- 脱プラスチックを図るための設備の導入　など

食品等の持続的な供給の実現に配慮した食品等の一般消費者による選択に資する情報の伝達を図る事業活動

- サステナビリティ情報を消費者に発信するためのディスプレイや電子ポップの整備
- カーボンフットプリントの算定に係るシステム整備　など

01~04に関連する技術の研究開発や事業再編（株式取得等）についても、認定を受けることが可能
（研究開発を行う場合、食品等事業者以外との連携可）

- 環境負荷低減事業活動に関連して行う、環境負荷の低い代替タンパク食品の開発（研究開発）
- 安定取引関係事業活動に関連して行う、地元農家と連携する豆腐製造業者の株式取得（事業再編）　など

認定を受けた場合の支援・特例措置（概要）

● 農林水産大臣の計画認定を受けた場合、**金融・税制を含む以下の幅広い支援・特例措置**を受けることが可能

	項目	主な内容	備考
金融支援	日本政策金融公庫による長期低利融資（**食品等持続的供給促進資金**）	• 設備投資や事業再編を行う際、運転資金も含めて長期（10年超25年以内）かつ低利の融資を受けることが可能	• 中小企業者のみ対象
	日本政策金融公庫による海外展開支援	• 海外にある子会社が現地金融機関から融資を受ける際の債務の保証を受けることが可能	• 流通合理化事業活動のみ対象
	食品等持続的供給推進機構による債務保証	• 民間金融機関から資金調達する際の債務の保証を受けることが可能	• 連携して計画を申請する農林漁業者や研究開発事業者も含めて対象
	指定金融機関による長期・低利の大規模融資	• 指定金融機関（日本政策投資銀行等）による、長期（５年以上）・低利の大規模（50億円以上等）融資を受けることが可能	• 大企業も対象 • 産業競争力強化法の事業適応計画又は事業再編計画の認定要件を満たす必要有
	中小企業投資育成株式会社による出資	• 資本金が３億円を超える場合でも中小企業投資育成株式会社からの投資を受けることが可能	• 中小企業等経営強化法の経営力向上計画の要件を満たす必要有
税制特例	中小企業経営強化税制	• 設備投資を行う際、即時償却又は取得価額の最大10%の税額控除等を受けることが可能	• 中小企業等経営強化法の経営力向上計画の要件を満たす必要有
	カーボンニュートラル投資促進税制	• 脱炭素化と付加価値向上を両立する設備投資を行う際、3～10%の税額控除又は30%の特別償却を受けることが可能	• 産業競争力強化法の事業適応計画の認定要件を満たす必要有 • 環境負荷低減事業活動のみ対象
	事業再編時の登録免許税軽減措置	• 合併や会社分割、出資の受入れ等を行う際の登録免許税を軽減することが可能	• 産業競争力強化法の事業再編計画の認定要件を満たす必要有
その他	農研機構による設備等の供用等	• 技術の研究開発を行う際に、農研機構の保有する研究開発設備等（食品加工設備等）を利用することが可能	• 連携して計画を申請する研究開発事業者も含めて対象
	事業再編時の会社法等の手続き緩和特例	• 事業再編を行う場合の、現物出資等の円滑化等の会社法上の手続き緩和特例を受けることが可能	• 産業競争力強化法上の事業再編計画の認定要件を満たす必要有
	計画認定マーク	• 認定された事業活動計画の広報活動や認定計画に基づく商品等の販売活動のPRに活用可能	• 利用規約に従って活用する必要

地方公共団体等、食品産業を支援する機関等が連携して行う支援事業に対する認定制度

- 地域における食ビジネスの発展を支援するため、地方公共団体等、食品産業に対する支援の事業を行う者（支援機関）が連携して行う事業（連携支援事業）に関する計画を認定

連携支援事業とは..

食品産業に対して以下のような支援を行う複数の機関が連携して行う支援事業

- 食品等事業者間の取引の機会の創出
- 技術に関する研究開発及びその成果の移転の促進
- 市場に関する調査研究及び情報提供
- 経営能率の向上の促進
- 資金の融通の円滑化
- 研修　など

取組のイメージ

地方公共団体等が中核となり、複数の機関（一般社団法人、都道府県食品産業協議会等、金融機関、大学、公設研究機関等）と連携して、地域の食ビジネスを展開する企業等に対して一体的に支援を行う体制を構築し、食ビジネス創出の基盤となるコンソーシアムを形成

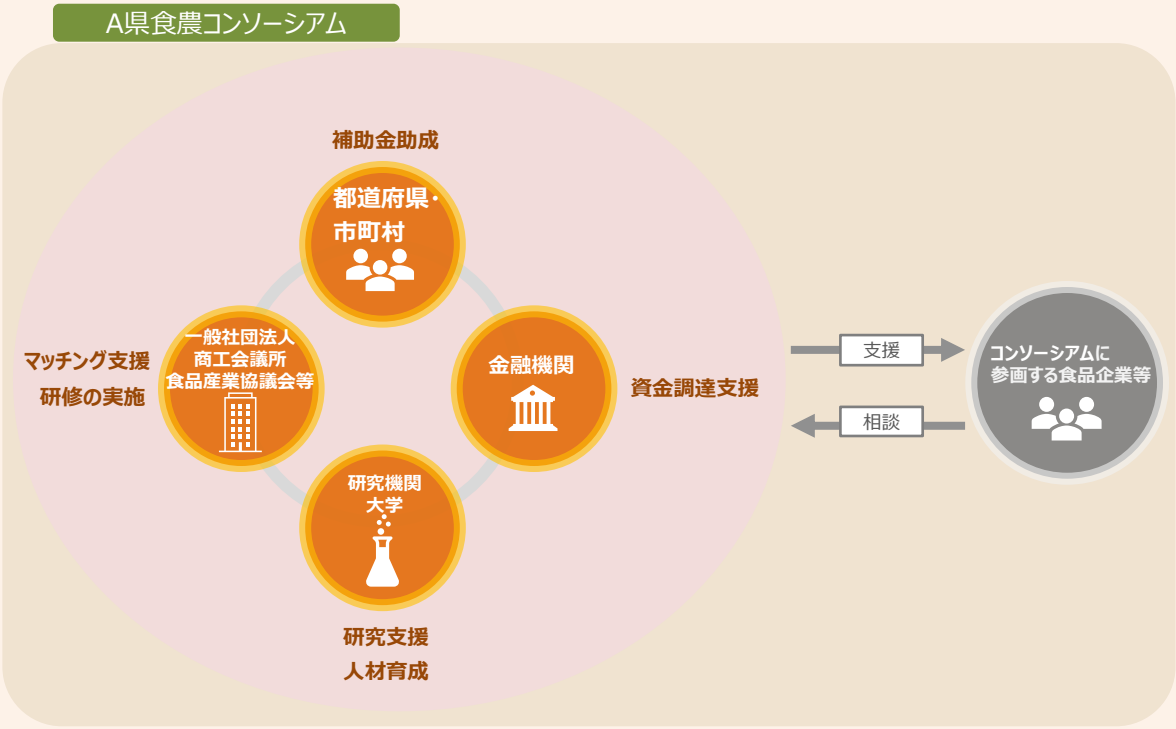

食品産業に対する支援の事業を行う者（支援機関）向けの計画認定制度の基本スキーム

- 連携支援事業を実施しようとする者は、共同でその計画を申請し、農林水産大臣は認定基準を満たす場合は、その認定を行う
- 認定を受けた場合は、各種支援・特例措置を適用

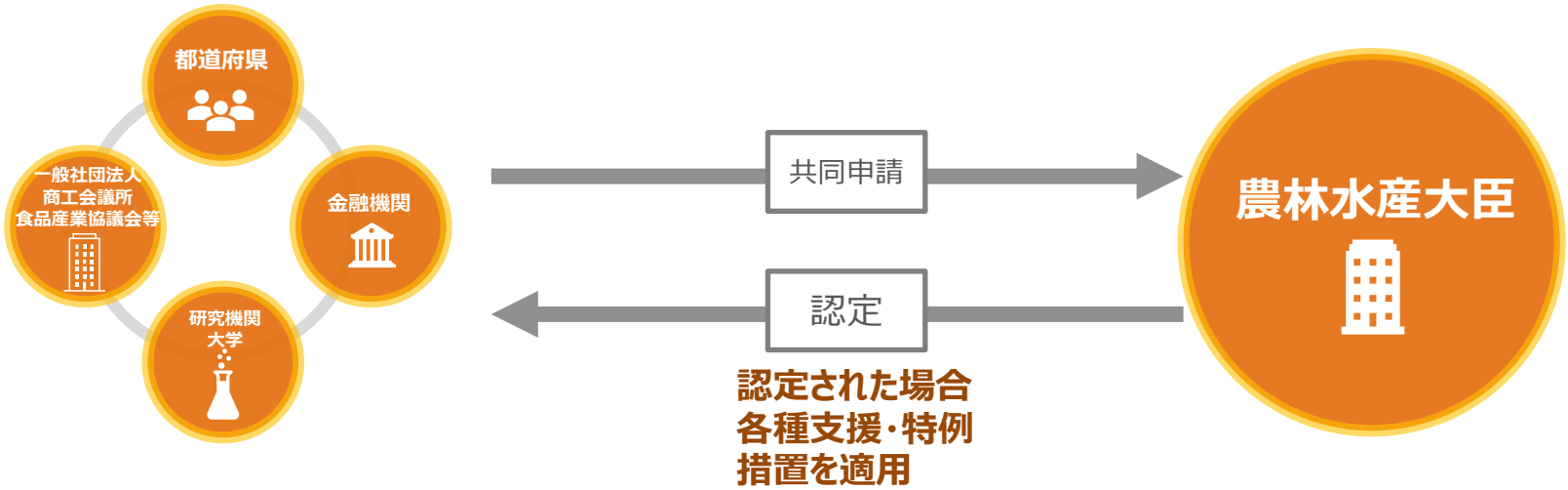

計画記載事項

- 連携支援事業の目標
- 連携支援事業の内容及び実施時期
- 連携支援事業を実施する者の役割分担、相互の提携又は連絡に関する事項

計画認定基準

- 基本方針※に照らし適切なものであること。
- 当該連携支援計画に係る連携支援事業が確実に実施されると見込まれるものであること

※食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進に関する基本的な方針

認定を受けた場合の支援・特例措置（概要）

● 農林水産大臣の**計画認定を受けた場合**、**以下の支援・特例措置**を受けることが可能

	対象	主な内容	備考
地域型食品企業等連携促進事業	都道府県・市町村	• 都道府県や市町村が地域の持続的な食料システム確立のために行う、コンソーシアムの設置、食品企業・農林漁業者と関連業種等との連携や先端的な技術の活用などによる新しい食品ビジネスを創出するための課題検討の場の設定、食品ビジネスマッチング会の実施、試作品開発・販路開拓等の経費を支援	• 当該都道府県・市町村に設置されるコンソーシアムの構成員の一部が連携支援計画の認定を受ける必要 • 予算補助による支援
全国プラットフォームによる活動支援	地域コンソーシアム等	• 都道府県や市町村が設置したコンソーシアムに対して、全国プラットフォームからコーディネーターの伴走支援や専門家派遣、開催されるセミナーやマッチング会への参加等の支援を受けることが可能	
債務保証	民間機関	• 民間金融機関から資金調達する際に、食品等持続的供給推進機構の債務の保証を受けることが可能	
補助金適正化法の手続き緩和	全機関	• 補助金等交付財産を目的外利用する際、通常各省各庁の承認が必要となるところ、関連の事項が盛り込まれた連携支援計画の認定を受けた場合には、補助金等適正化法に基づく承認を受けたものとみなす措置（手続の簡素化）	• 連携支援計画に補助金等交付財産の活用に関する事項の記載が必要

参考資料

① 食料システム法の背景

② 食品産業の事業者に対する計画認定制度

A) 支援措置

B) 取組事例

③ 食品産業を支援する者に対する計画認定制度

A) 支援措置

B) 取組事例

食料システムにおける食品産業の役割

- 国産農林水産物の６割以上が、食品産業による製造・加工を経て消費者に流通されるなど、**食料システム**において、**食品産業は農林漁業者と消費者とをつなぐ重要な役割**を果たしている。
- 昨年の**食料・農業・農村基本法の改正**においても、農業と並び、**食品産業は食料の安定供給上欠かせない産業**として明確に位置づけられるとともに、国はその健全な発展に当たって様々な施策を講ずることが規定された。

国産農林水産物の仕向先別の金額・割合

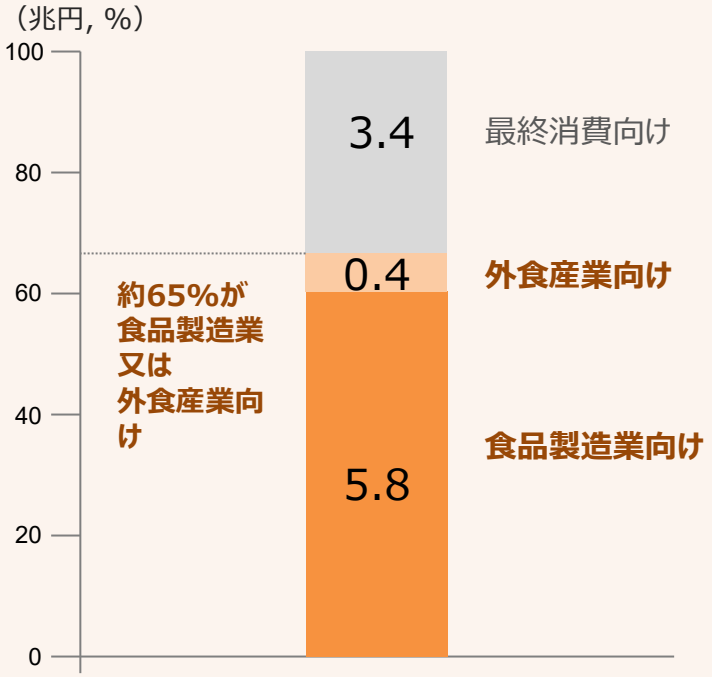

（出展）令和2年（2020年）農林漁業及び関連産業を中心とした産業連関表
（令和7年2月26日公表）

食料・農業・農村基本法

（食料安全保障の確保）
第二条　（略）
２・３　（略）
４　国民に対する食料の安定的な供給に当たっては、農業生産の基盤、**食品産業の事業基盤等の食料の供給能力が確保されていることが重要であることに鑑み**、 国内の人口の減少に伴う国内の食料の需要の減少が見込まれる中においては、 国内への食料の供給に加え、海外への輸出を図ることで、農業及び**食品産業の発展を通じた食料の供給能力の維持が図られなければならない**。
５・６　（略）

（食品産業の健全な発展）
第二十条　**国は、食品産業**が食料の供給において果たす役割の重要性に鑑み、その**健全な発展**を図るため、環境への負荷の低減及び資源の有効利用の確保その他の**食料の持続的な供給に資する事業活動の促進**、事業基盤の強化、円滑な事業承継の促進、農業との連携の推進、流通の合理化、先端的な技術を活用した食品産業及びその関連産業に関する新たな事業の創出の促進、海外における事業の展開の促進**その他必要な施策を講ずる**ものとする。

食品産業を取り巻く情勢と施策の展開方向

● 農林水産省が主催する「**食品産業の持続的な発展に向けた検討会**」においても、**食品産業関係者との議論**の結果、食料システムの中核を担う食品産業の事業者による、農業との連携強化、環境負荷低減、技術の開発・利用等の取組の促進に向けた施策の推進の必要性を確認。

国内外の経済社会情勢の変化

1 食料の輸入リスクの顕在化

- 輸入依存度の高い穀物等の価格の上昇
- 世界の食料輸入における我が国のシェア低下
- 輸入原材料等に大きく依存した原材料調達体制

2 環境問題等への関心の高まり

- 環境負荷軽減に向けた取組・情報開示の要請
- 各国における人権等に関する規制の強化

3 世界的な技術革新の進展

- 新技術への世界的な投資の増加
- 日本企業の海外展開の遅れ

4 脆弱な業界構造の見直し機運の高まり

- 小規模な中小企業が大宗を占める業界構造
- 他産業と比べても低い労働生産性

施策の展開方向

農業と食品産業の連携強化

- 農業との連携強化を促し、地域を先導する意欲のある食品事業者（地域先導食品事業者）の取組を促進
- 地域の農業者、食品事業者等の関係者が幅広く参加するプラットフォーム等を構築

環境負荷低減等の促進

- 環境負荷低減や人権への配慮等に取り組む食品事業者の取組を促進

技術の開発・利用の推進

- 先端技術の開発研究とその成果を利用した新たな事業の創出に取り組む食品事業者等の取組を促進

地域の食品産業の中堅企業化の推進

- 事業承継、M＆A等による地域の食品事業者の事業基盤の充実を促進

農林水産省が主催する「食品産業の持続的な発展に向けた検討会」（令和６年８月29日）

合理的な費用を考慮した価格形成と食品産業の事業活動の促進の一体的な検討

- 生産資材・原材料価格の高騰等が背景にある中で、食料の持続的な供給ができる食料システムの確立を図るため、
  ①食料システムの中核を担う**食品産業の事業者**による**食料の持続的な供給に向けた事業活動の促進**
  ②持続的な供給に要する費用を考慮した価格形成を進め、**コストを下回る価格での取引を抑止**
  を表裏一体として推進すること必要であるという考えの下、この両輪を内容とする**法制度を検討**

1

食品産業による食料の持続的な供給に向けた事業活動の促進

- 農林漁業者との安定的な取引関係の確立
- 流通の合理化
- 環境負荷低減等の促進
- 消費者の選択への寄与

これらに関連する技術の開発・利用の推進及び事業再編を併せて促進

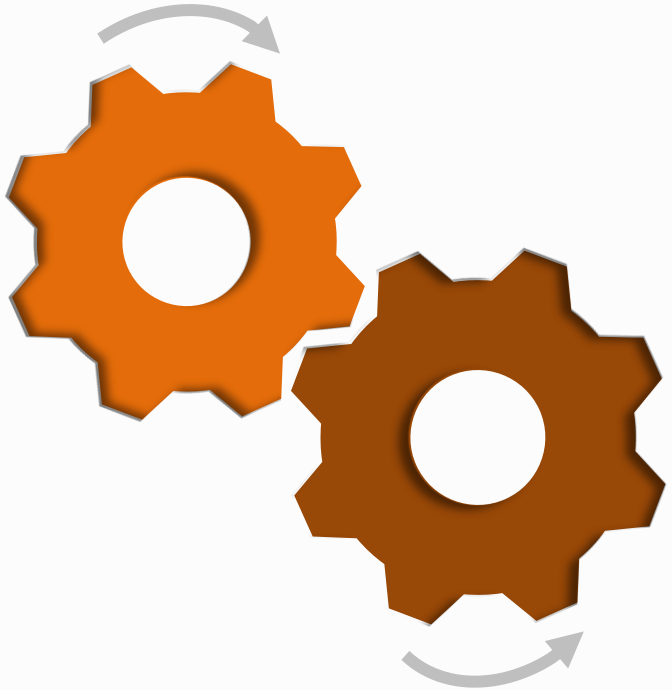

2

合理的な費用を考慮した価格形成

- コストの把握・明確化
- コストを考慮した取引の実施　等

食料の持続的な供給ができる食料システムの確立

参考資料

① 食料システム法の背景

② 食品産業の事業者に対する計画認定制度

A) 支援措置

B) 取組事例

③ 食品産業を支援する者に対する計画認定制度

A) 支援措置

B) 取組事例

認定を受けた場合の支援・特例措置（詳細：日本政策金融公庫の長期低利融資）

● **中小企業者**(注)が、認定を受けた計画に基づき取組を行う際、以下の要件を満たす場合、**日本政策金融公庫から長期・低利融資（食品等持続的供給促進資金）**を受けることが可能。

資金メニュー	食品産業・農林漁業連携型事業（V資金）	食品産業生産性向上型事業（V'資金）	卸売市場機能高度化型施設
対象者	安定取引関係確立事業活動計画等について認定を受けた食品等事業者		流通合理化事業活動計画等について認定を受けた卸売市場の開設者・卸売業者・仲卸業者・仲卸売業者等の組織する法人
要件	事業実施後５年以内に①～③のいずれかの目標を満たすこと ① 地域の農林水産物の取扱量が概ね20%以上増加 ② 輸入農林水産物の取扱量の概ね20%以上を地域の農林水産物に切り替え ③ 地域の農林水産物の取扱額が年間3,000万円以上 **※①～③について、取引する農林漁業者の特定が必要**	事業実施後５年以内に①又は②のいずれかの目標を満たすこと ① 地域の農林水産物の取扱量が概ね10%以上増加 ② 地域の農林水産物の取扱額が年間1,500万円以上	①～④の要件のうち３つ以上を満たすこと ① 卸売市場の施設の近代化を図ること ② 卸売市場の流通機能の高度化を図ること ③ 卸売市場の業務を行う者の資質の向上を図ること ④ 卸売業者及び仲卸業者の経営の近代化を図ること
対象事業	1 農林漁業者と食品等事業者が共同して利用する施設の整備等 2 食品等の製造、加工、流通又は販売に必要な施設の整備等 3 他の事業者への出資 （注）他の事業者は農林漁業を営む法人又は食品等事業者に限る。 4 長期運転資金 （注）１～３の事業に関連して必要となる費用の支出に限る。	1 食品等の製造、加工、流通又は販売に必要な施設の整備等 2 他の事業者への出資 （注）他の事業者は食品等事業者に限る。 3 長期運転資金 （注）１又は２の事業に関連して必要となる費用の支出に限る。	1 品質管理保全施設 2 定温輸送車 3 自動仕分け・搬送保管施設 4 加工・調製施設 5 パッケージ施設 6 情報処理施設 7 営業の譲受け 8 出資 9 特別の費用（注）１～７に係るものに限る
利率	2.85 %（中小特利③-１）	3.30 %（中小特利①）	2.85 %（中小特利③-１）
	（令和8年７月21日現在、融資期間15年の場合） ※利率は融資期間によって異なる。		
融資期間	１０年超２５年以内（うち据置期間３年以内）		
融資限度額	負担額の８０%以内		

（注）中小企業者の要件

判断項目＼主業種	製造業、その他	卸売業	サービス業	小売業
資本金・従業員	３億円以下または300人以下	１億円以下または100人以下	５千万円以下または100人以下	５千万円以下または50人以下

・中小企業者とは、左表の条件を満たす会社および個人（個人の場合、従業員の条件のみ）
なお、協同組合等は表記の規模を上回る場合でも中小企業者に該当。
・ただし、以下の方などは規模にかかわらず中小企業者に該当しない。
例：農事組合法人、社団法人・財団法人（一般・公益含む）、有限責任事業組合（LLP）

認定を受けた場合の支援・特例措置（詳細：日本政策金融公庫による海外展開支援）

- 中小企業者の海外支店又は海外現地法人が、認定を受けた計画に基づき海外において新たな事業活動を行うため、海外に拠点を有する金融機関（日本政策金融公庫が提携する金融機関に限る。）から現地流通通貨建ての融資を受けるにあたり、日本政策金融公庫が当該金融機関に対して、債務の保証のための信用状（スタンドバイ・クレジット）を発行することが可能

提携金融機関

- 平安銀行（中国）
- インドステイト銀行（インド）
- バンクネガラインドネシア（インドネシア）
- 山口銀行（日本）【対象地域：中国】
- 名古屋銀行（日本）【対象地域：中国】
- 横浜銀行（日本）【対象地域：中国】
- KB國民銀行（韓国）
- CIMB銀行（マレーシア）
- バノルテ銀行（メキシコ）
- メトロポリタン銀行（フィリピン）
- DBS銀行（シンガポール）
- ユナイテッド・オーバーシーズ銀行（シンガポール）
- 合作金庫銀行（台湾）
- バンコック銀行（タイ）
- ベト・イン・バンク（ベトナム）
- HDバンク（ベトナム）

海外での借入れ条件

■ 融資金額および通貨
- 信用状の補償金額の範囲内。現地流通通貨建て

■ 資金使途
- 認定を受けた計画を行うための設備資金および長期運転資金

■ 融資期間
- 1年以上5年以内

信用状の発行条件

■ 補償限度額
- 1法人あたり4億5千万円（①海外支店や分工場等、国内親会社と法人格が同一の場合は国内親会社毎に4億5千万円、②海外において別個に法人格をもつ場合は当該法人毎に4億5千万円）

■ 信用状有効期間
- 1年以上6年以内

■ 補償条件
- 提携金融機関からの請求による支払い

認定を受けた場合の支援･特例措置（詳細：金融機関からの借入れに係る債務保証）

- 認定を受けた計画に基づき、取組を行う際に、民間金融機関からの借入れに係る債務の保証を食品等持続的供給推進機構(通称：食料システム機構）から受けることが可能
- 認定を受けた食品等事業者だけでなく、計画に位置付けられた農林漁業者や技術の研究開発を行う事業者も対象

保証条件

- 財務諸表が次のいずれかに該当すること
  - ① 公認会計士の監査を受けたものであること
  - ② 当該中小企業者等が会社法第２条第８号に規定する会計参与設置会社であって、当該財務諸表が同法第３７４条第１項の規定に基づき作成されたものであること
  - ③ 「中小企業の会計に関する指針」に基づき作成されたものであって、その旨税理士等により確認さ れたものであること
- その債務保証の対象資金が主取引銀行の借入れに係るものであること

保証対象

- 対象事業活動の実施に必要な設備資金（土地を含む）及び運転資金（試験研究費、試作費、市場調査費、原材料、調達費、販売促進費等）

その他

■ 保証限度額
- １事業者当たり４億円以下

■ 保証期間
- 設備資金：２０年以内（うち据置期間は３年以内）、運転資金：５年以内（うち据置期間は１年以内）

■ 保証料
- 借入金元本に係る保証残高に対して、一定の保証料率（年０．８%以内）を乗じた額

■ 保証割合の上限
- ５年以上の経営実績がある場合等･･･借入金元本等の９０%
- それ以外の場合･･･借入金元本等の５０%

認定を受けた場合の支援・特例措置（詳細：その他の金融支援）

- 認定を受けた計画が、産業競争力強化法の事業再編計画若しくは事業適応計画又は中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定要件を満たす場合、それぞれの計画に対する支援措置（指定金融機関による長期・低利の大規模融資や中小企業投資育成株式会社による出資）を受けることが可能

指定金融機関による長期・低利の大規模融資（ツーステップローン）

項目	融資期間	金額規模	その他
事業再編に係る融資	● 5 年以上	● 50億円以上又は過去 3 年間の設備投資額より多いこと	● 指定金融機関（株式会社日本政策投資銀行）による審査が必要 ● 産業競争力強化法の事業再編計画の認定要件を満たす必要
エネルギー利用環境負荷低減事業適応に係る融資	● 5 年以上	● 50億円以上	● 指定金融機関（株式会社日本政策投資銀行等）による審査が必要 ● 産業競争力強化法の事業適応計画の認定要件を満たす必要

中小企業投資育成株式会社による出資

対象	内容	その他
中小企業等経営強化法第 2 条第 5 項に規定する特定事業者（製造業の場合は従業員数が500人以下、卸売業の場合は400人以下、小売業の場合は300人以下）	● 通常の投資対象（資本金3億円以下の株式会社）に加えて、資本金額が3億円を超える株式会社も中小企業投資育成株式会社からの投資を受けることが可能	● 中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定要件を満たす必要

認定を受けた場合の支援・特例措置（詳細：中小企業経営強化税制）

● 青色申告書を提出する中小企業者等が、認定を受けた計画に基づき、以下のいずれかの類型に該当する設備を新規取得等して事業の用に供した場合、税額控除又は特別償却を選択適用することが可能

類型	要件	対象設備	その他要件	特例内容
生産性向上設備（A類型）	● 生産性※が旧モデル比平均1%以上向上する設備 ※ 単位時間当たり生産量、歩留まり率、投入コスト削減率のいずれか	● 機械装置（160万円以上） ● 工具（40万円以上） ※ A類型の場合、測定工具又は検査工具に限る） ● 器具備品（40万円以上） ● 建物附属設備（60万円以上） ● ソフトウェア （70万円以上） ※ A類型の場合、設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するものに限る	● 生産等設備を構成するもの ※ 事務用器具備品・本店・寄宿舎等に係る建物付属設備、福利厚生施設に係るものは該当しない ● 国内への投資であること ● 中古資産・貸付資産でないこと等	● 対象設備の新規取得等の際、10%の税額控除（資本金が3,000万円を超える場合７%）又は即時償却
収益力強化設備（B類型）	● 投資利益率※が年平均7%以上の投資計画に係る設備 ※ 計算に使う期間は、投資設備中の最長の減価償却期間に合わせる			
経営資源集約化設備（D類型）	● 修正ROAまたは有形固定資産回転率が一定割合以上の投資計画に係る設備			
経営規模拡大設備（E類型：100億企業を目指す事業者が対象）	● 投資利益率が年平均7%以上 ● 売上高100億円超を目指すロードマップの作成 ● 売上高成長率年平均10%以上を目指す ● 前年度売上高10億円超90億円未満 ● 最低投資額１億円 OR 前年度売上高５%以上 ● 賃上げ率2.5% OR 5.0%以上 等 ※ 拡充措置の認定を受けた法人は、投資計画の期間中は中小企業投資促進税制と少額減価償却資産の特例の適用不可	● 機械装置（160万円以上） ● 工具（40万円以上） ● 器具備品（40万円以上） ● ソフトウェア（70万円以上） ● 建物及びその附属設備（1,000万円以上）（生産性向上に資する設備の導入に伴って新増設される建物及びその附属設備に限る） ※ 税制対象の設備投資総額の上限は、60億円		● 対象設備（建物及びその付属設備除く）の新規取得等の際、10%の税額控除（資本金が3,000万円を超える場合７%）又は即時償却 ● 上記に伴って新増設する建物・建物附属設備について、税額控除又は特別償却 ※【税額控除】賃上げ５%以上：２%、賃上げ2.5%以上５%未満：１% ※【特別償却】賃上げ５%以上：25%、賃上げ2.5%以上５%未満：15%

認定を受けた場合の支援･特例措置（詳細：カーボンニュートラル税制）

● 認定を受けた環境負荷低減事業活動計画に基づき、生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備を導入する場合、最大８％の税額控除（中小企業者等の場合は最大10%）又は30%の特別償却を選択適用することが可能

要件

● 設備投資による効果以外も含めて、炭素生産性（※）を３年以内に15%以上（中小企業者等の場合は、10%以上）向上させること

● 設備導入前後の事業所の炭素生産性を１％以上向上させる設備であること

（※） 炭素生産性＝ 付加価値額（＝営業利益＋人件費＋減価償却費） ／ エネルギー起源二酸化炭素排出量

対象設備

● 機械装置

● 器具備品

● 建物附属設備

● 構築物

※ 照明設備及び対人空調設備は除く

特例内容

■ 中小企業者等

● 対象設備の導入の際、税額控除（炭素生産性を22%以上向上させる場合は10%、17%以上向上させる場合は５％）又は30%の特別償却

■ それ以外の企業（大企業など）

● 対象設備の導入の際、税額控除（炭素生産性を25%以上向上させる場合は8%、20%以上向上させる場合は3%）又は30%の特別償却

■ 特定大企業※１がサプライチェーン上の国内の中小企業者等※２の排出削減を目指す取組を支援した場合

● 対象設備の導入の際、税額控除（炭素生産性を20%以上向上させる場合８％、15%以上向上させる場合は3%）又は30%の特別償却

※１サプライチェーン連携を実施している中小企業者等以外の法人をいう。
※２グループ会社を除く。

認定を受けた場合の支援･特例措置（詳細：事業再編時の登録免許税軽減措置）

● 認定を受けた計画に基づき、合併や会社分割、出資の受入れ等を行う際に係る登録免許税の軽減措置を受けることが可能

要件	対象の措置	特例内容		
		通常の税率	特例税率	軽減率
● 計画の終了年度において次のいずれかの達成が見込まれること。 ① 修正ROIC２%向上 ② 固定資産回転率（有形固定資産＋ソフトウェアの回転率）５%向上 ③ 従業員1 人当たり付加価値額９%向上 ● 計画の終了年度において次の両方の達成が見込まれること。 ① 有利子負債／キャッシュフロー≦１０倍 ② 経常収入＞経常支出 等	● 会社の設立、資本金の増加	0.7%	0.35%	▲50.0%
	● 合併による設立又は資本金の増加	0.15%	0.1%	▲33.3%
	● 資本金が増加する場合の合併	0.7%	0.35%	▲50.0%
	● 分割による設立又は資本金の増加	0.7%	0.5%	▲28.6%
	● 土地の所有権の取得	2.0%	1.6%	▲20.0%
	● 建物の所有権の取得	2.0%	1.6%	▲20.0%
	● 合併による不動産の取得	0.4%	0.2%	▲50.0%
	● 分割による不動産の取得	2.0%	0.4%	▲80.0%

認定を受けた場合の支援・特例措置（詳細：農研機構の設備等の供用等）

- 認定を受けた計画に基づき、技術の研究開発を行う際に、農研機構（国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構）の保有する研究開発設備等を有償で利用することが可能（計画に位置付けられた技術の研究開発を行う事業者も対象）
- 設備等の利用と併せ、農研機構の専門家の派遣など、事業者からの要望に合わせて農研機構による協力を受けることが可能

利用できる設備	使用用途
高圧処理装置 東洋高圧 （TFS6-50、TFS2-500）	■食品を液体に浸した状態で数千気圧（数百MPa）以上の圧力で高圧処理する装置。600 MPaでの処理では、風味・成分を保持しつつ加熱することなく殺菌できるため、ジュース、肉製品等の製造に使用できる。100 MPaでの処理では、効率的に調味液を含浸させつつ加熱することで、各種エキスの製造の他に、生に近い食感・風味を活かした長期冷蔵保存可能なコンポートの製造に使用できる。
マイクロ波減圧乾燥機 四国計測工業 （μReactor Ex）	■水の沸点が低下する減圧下でマイクロ波を照射することにより食材を乾燥する装置。果実等の農産物の乾燥に適しており、低温で迅速に乾燥することができる。さらに、予備凍結との組合せにより、従来の熱風乾燥と比べて収縮や変形が少なく、フリーズドライに近い品質の乾燥品を製造することが可能。
胃消化シミュレーター イーピーテック	■ヒトの胃の下部（幽門部）や胃壁のぜん動運動、胃内容物の流動を再現する装置。食品、人工唾液および人工胃液から構成される胃内容物の消化過程を観察・評価可能。農産物や加工食品の胃内消化性の評価に利用されている。

認定を受けた場合の支援・特例措置（詳細：会社法の特例等）

- 認定を受けた計画が、産業競争力強化法の事業再編計画の認定要件を満たす場合、当該計画に対する支援措置（会社法の特例等）を受けることが可能

項目	内容
● 現物出資等の円滑化	● 会社法上、会社設立時や新株発行時の現物出資等に検査役調査が必要だが、特例措置では検査役調査が不要に
● 略式組織再編とキャッシュアウトの円滑化	● 会社法上、略式組織再編・株式等売渡請求等に9/10以上の議決権保有が必要だが、特例措置では2/3以上に引き下げ
● 株式併合の円滑化	● 会社法上、株式併合時に株主総会特別決議が必要だが、特例措置では一定の要件に該当するものについて、株主総会特別決議が不要に
● 株式を対価とするM＆Aの円滑化	● 会社法上、株式対価M&Aの際に現物出資規制等が適用されるが特例措置では、現物出資規制等が不適用となる
● スピンオフの円滑化	● 会社法上、スピンオフでは現物配当するために株主総会特別決議が必要だが、特例措置では、実施手続の簡略化が可能
● 事業譲渡時の債権者のみなし同意	● 通常、事業者が事業譲渡により債務を移転するためには、債権者から個別に同意を得る必要があるところ、特例措置では、債権者に対して一括で通知（催告）し、一定期間内（１ヵ月以上）に返答（異議）がなければ債権者の同意があったものとみなし、債務を移転することが可能

認定を受けた場合の支援・特例措置（食料システム法認定マーク）

- 食品等事業者が認定された事業活動計画の広報活動や認定計画に基づく商品等の販売活動のPRに活用できる認定マークを作成
- 認定マークは計画認定制度に基づく事業活動計画ごとに４種類
- 計画認定制度の認定を受けた食品等事業者で、認定マークの使用を希望する場合は、食料システム法計画認定マーク使用規約及びマニュアルに従い、認定マークを利用することが可能。

食料システム法計画認定マーク

計画認定マーク使用規約・マニュアル：https://www.maff.go.jp/j/shokusan/keikaku/gaiyou.html

取組事例（安定取引関係確立事業活動）

■ 食品等事業者と農林漁業者との間における取引の機会の拡大、継続的な取引の実施その他の安定的な取引関係の確立を図る事業活動

取組事例

- 外国産小麦のみを使用していた製粉事業者が、地元JAと連携し、原材料の一部を国産小麦へ切替え
- 製造事業者が、国産カットキャベツの製造を増加させるために新たな産地と圃場契約を結び、調達先を多角化しつつ国産農産物の利用を増加
- 豆腐製造事業者が、国産大豆の仕入れに当たり、卸売事業者経由から、特定の農業者との複数年の長期かつ直接の取引に変更
- パン製造事業者が、国産米粉を用いた新商品を製造し、国産米の利用を増加
- 食肉加工業者が、調達が不安定になっている輸入豚肉に代わり、地元産のジビエを活用
- 卸売事業者が、連携先の農業者の繁忙期に一部コントラクター事業を担い、人手不足解消により原材料を安定的に調達
- 卸売事業者が、漁協に対し、取扱数量等の販売計画を事前に提示し、委託生産で安定した取引を実施
- 卸売事業者が、消費者ニーズの高い品目の生産に向け、生産者組合の設立や、生産指導専門員の雇用などを主導し、自社との契約栽培に着手
- 外食事業者が、国産野菜の調達安定化に向けて、農業者への出資を通じ業務提携を実施
- 地域固有の伝統野菜の活用に向けて、農業者と外食事業者等が安定取引契約を実施し、伝統野菜を活用

取組事例（流通合理化事業活動）

■ 食品等の流通の効率化、品質管理又は衛生管理の高度化その他の食品等の流通の合理化による措置により、食品等の流通の経費の削減、価値の向上又は新たな需要の開拓を図る事業活動

取組事例

- 加工事業者が、人手を介さない高度な食肉加工設備を導入し、流通面を効率化、品質を均質化
- 製造事業者が、加工食品の輸出先国の規制・条件等に対応した施設等の整備
- 小売事業者が、卸売事業者と物流事業者とタッグを組み、店到着時間の指定緩和、積載率100%後配送等、ルールを改定、組み合わせにより全く新しいダイヤグラムを開発
- 卸売事業者が、物流センターに最先端の設備を導入し、自動化・省人化を推進することで、ローコストかつ高品質な物流オペレーションを実現
- 卸売市場開設者が、衛生管理の高度化のための施設を新築、作業効率化のための電子入札システムを導入
- 卸売事業者が、品質・衛生管理に優れた冷蔵設備への切替を行い、生鮮食品を高付加価値化
- 小売事業者が、出荷作業工程の機械化や流通拠点の整備を行い、商品の流通を効率化・省力化
- 外食事業者が、食材等の在庫管理・自動発注を可能とするシステムを導入し、労働生産性を向上

取組事例（環境負荷低減事業活動）

■ 温室効果ガスの排出量の削減、食品廃棄物等の発生の抑制その他の環境への負荷の低減又は資源の有効利用を図る事業活動

取組事例

- 製造事業者が、工場におけるフライヤーをガス式からIH式に変更することで温室効果ガス排出を削減
- 製造事業者が、食品ロス削減に向け、生地のペースト・攪拌機械を変更し、歩留まりを向上
- 製造事業者が、食品容器包装の減量化や、紙等の代替素材に切り替え、プラスチック使用量を削減
- 卸売事業者が、卸売市場で使用する鮮魚の輸送用発泡スチロールを圧縮し、リサイクルの効率化と廃棄率の減少を実現
- 卸売事業者が従来型の冷蔵設備から省エネ型の冷蔵設備に切り替え、消費電力を低減
- 小売事業者が、惣菜製造過程で出る野菜の端材を堆肥化し地域の農業者へ譲渡することで資源を有効活用
- 小売業者が、物流センターに高効率の機器を導入、自家消費型の太陽光発電設備の設置、複数店舗での購入電力を再エネ由来に転換
- 小売・外食事業者が、食品ロス削減に向け、食品廃棄物の計量器を導入し、食品廃棄物の発生量を見える化することで従業員の意識を啓発
- 外食事業者が、食品ロス削減に向け、需要予測システムを導入し、食材ロスの発生を抑制
- 外食事業者が、LED電球への切替、エアコンの入替、天井、壁断熱化による店舗等の省エネ化を推進
- 外食店舗で発生するプラスチック・紙製容器等の共同回収・再利用化を進め、食品容器のリサイクル率を向上

取組事例（消費者選択支援事業活動）

■ 環境への負荷の低減又は資源の有効利用に資する食品等その他の食品等の持続的な供給の実現に配慮した食品等の一般消費者による選択に資する情報の伝達を図る事業活動

取組事例

- 製造事業者が、温室効果ガス削減に資する加工食品を売り出すに当たり、温室効果ガス排出量の算定システムを導入
- 小売事業者が、郷土料理や伝統食など、地域の食文化の継承に資する情報等を消費者に伝達するため、ラベル、POP、映像等により見える化
- 小売事業者が、環境・人権への配慮等への取組や生産現場の実態等を消費者に伝達するため、ラベル・ポップ、映像等により見える化
- 外食事業者が、材料の端材をパウダー状に加工する機械を導入し、当該パウダーを用いた食品ロス削減に資する新商品について、そのストーリーとともに販促キャンペーンを実施
- 食品等事業者が、円滑な価格転嫁に向けた、食料の生産・製造・流通に係るコストを把握、情報発信

取組事例（技術の研究開発）

技術の研究開発

■ 安定取引関係事業活動、流通合理化事業活動、環境負荷低減事業活動又は消費者選択支援事業活動と併せて行う技術の研究開発

取組事例

- 製造業者が、多様化する消費者ニーズへの対応として、動物たんぱく質に代わる植物性原材料を用いた新技術によるプラントベースフードを製造する設備を導入
- 製造業者が、工場付近の仕入れ先の生産者と共同で利用する、原材料の長期保存を可能にする傷口修復技術（サツマイモ等のキュアリング）等を活用できる施設を導入
- 製造事業者において、公設試験場で研究されていた「チーズホエイの殺菌条件」を用いて新たな納豆を開発
- 製造事業者において、公設試験場で作成された、製品や製造工程の特徴をまとめたシードル製造マニュアルをもとに新たなシードルを開発
- 製造事業者が真空包装や急速冷凍、低温貯蔵など先端技術を活用した伝統食品を製造する施設・設備を導入
- 卸売事業者が、低温・高湿の保管環境を安定的に実現し、鮮度を長期間・高品質に保つことを可能にする新技術を活用した青果物流拠点を新たに整備
- 小売事業者が、電子タグを用いて食品の情報を追跡管理し食品の鮮度を予測して数値化する新たなシステムを導入し、食品ロス削減に資する情報を消費者に提供
- 容器包装事業者が、食品の品質保持機能を維持しつつ、プラスチック減量化や、資源循環に対応した食品容器包装を開発

取組事例（事業再編）

事業再編

■ 安定取引関係事業活動、流通合理化事業活動、環境負荷低減事業活動又は消費者選択支援事業活動と併せて行う事業再編

取組事例

- 製造事業者が、国産原材料を使用する同業者の事業を承継（合併）し、農業との連携を強化しつつ、国産農産物の利用を拡大
- 食品ロス削減を考える製造事業者が、食品残渣をアップサイクルする新会社を設立（分割）し、食品残渣を有効活用
- 経営基盤の拡大を検討する卸売事業者が、取引先の地域密着型の小売事業者の経営者の引退に伴い、当該事業を承継し、地域の農林漁業者との取引を拡大
- 特定地域に販路を持つ物流事業者が他の地域に強みを持つ他社をＭ＆Ａし、新需要を開拓するとともに物流を効率化
- 卸売事業者が、商圏が重複・競合していた卸売事業者の合併・再編を目指すことにより、地域での販売・保管・物流などの市場機能を効率化
- 卸売事業者が、給食サービス事業者及び食品製造事業者の事業を承継して子会社化し、配送施設の集約や配送車両の共有により、物流を効率化
- 小売事業者が、有機農産物に特化したインターネット小売業者の株式を取得し、有機農産物のオンライン販売を強化

参考資料

① 食料システム法の背景
② 食品産業の事業者に対する計画認定制度
　A) 支援措置
　B) 取組事例

③ 食品産業を支援する者に対する計画認定制度
　A) 支援措置
　B) 取組事例

【連携支援計画に対する予算措置】

地域型食品企業等連携促進事業

【令和８年度予算概算決定額 80（90）百万円】
（令和７年度補正予算額 70百万円）

＜対策のポイント＞

食品企業による持続的な食料システムの確立に向けて、**「地域食料システム構築・連携推進プラットフォーム」を設置・運営するとともに、都道府県や市町村に地域の食品企業や農林漁業者等の多様な関係者が参加するコンソーシアムを設置**し、**地域の核となる食品企業・農林漁業者等が連携した新たなビジネスの創出や食品企業間の協調**を図る実証等の取組を支援します。

＜事業目標＞

○ 食品等の持続的な供給を実現するための食品事業者による取組数（1,000［件令和12年度まで］）
○ 地域連携推進支援コンソーシアムで創出された新たなビジネス数（94件［令和11年度まで］）

＜事業の内容＞

1．地域食料システム構築・連携推進プラットフォーム事業

24百万円（前年度 24百万円）

持続的な食料システムの確立に資する取組を推進・支援するため、地域食料システム構築・連携推進プラットフォームが**コーディネーターや専門家派遣等**により、都道府県や市町村の設置する地域連携推進支援コンソーシアムの**取組を伴走支援**します。

2．地域型食品企業等連携促進事業 **56百万円**（前年度 66百万円）

【令和７年度補正予算額】70百万円の内数

（１）地域食料システムプロジェクト推進事業

都道府県や市町村が地域の持続的な食料システム確立のために行う、**コンソーシアムの設置**、食品企業・農林漁業者と関連業種等との連携や先端的な技術の活用などによる新たな食品ビジネスを創出するための**課題検討の場の設定、食品ビジネスマッチング会の実施、相談体制の整備**等の経費を支援します。

（２）新規プロジェクト支援

新たなビジネスを創出するプロジェクト**（試作品開発・販路開拓等）**や食料システムの持続性向上に資する**地域の食品企業等の協調事例を生み出す取組、地域の飲食事業者等による生産者等との連携した取組**を支援します。

＜事業の流れ＞

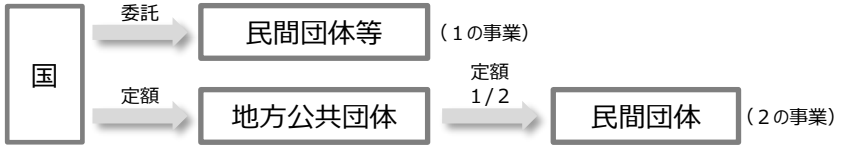

＜事業イメージ＞

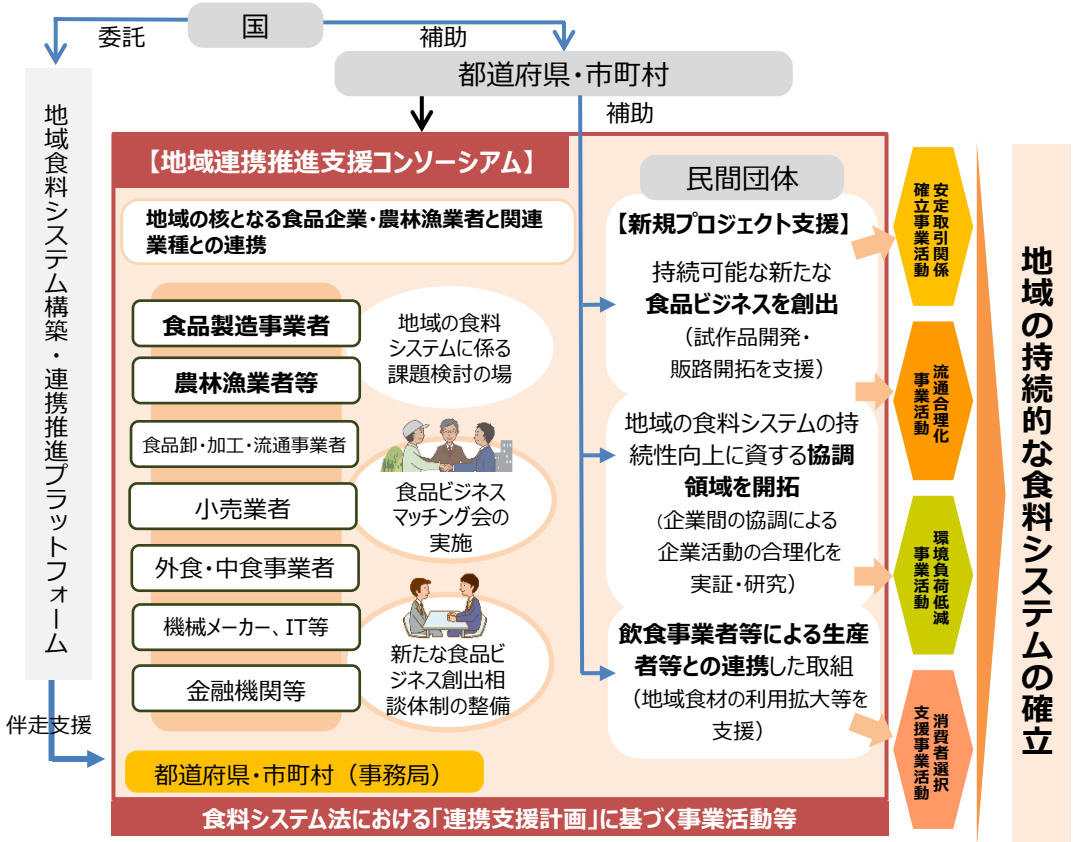

［お問い合わせ先］ 大臣官房新事業・食品産業部企画グループ（03-6744-2063）

全国プラットフォームによる活動支援(地域食料システム構築・連携推進プラットフォーム)

- 連携支援事業に基づく地域コンソーシアムの活動等、**関係者の連携による地域の食ビジネス創出を支援・推進**するため、各地域のコンソーシアム、食品事業者、農林業業者、地方自治体、金融機関、支援機関など、多様な関係者から構成される全国規模のプラットフォーム「**地域食料システム構築・連携推進プラットフォーム**」（https://pfs.maff.go.jp/）（愛称：LFP＋）を設立。
- 令和８年９月現在、304社・団体が参画。

全国プラットフォームの主な取組内容

1 地域コンソーシアムの形成支援

地域コンソーシアムの設置を検討する地方公共団体・食品関連団体等に、地域ネットワークづくりの専門家（地域連携推進コーディネーター）を派遣し、地域コンソーシアム設置に向けた情報提供やアドバイスを行い、コンソーシアム形成を支援。

2 地域コンソーシアムへの専門家派遣

地域コンソーシアムを通じた案件形成や事業活動計画の策定を促進するため、地域連携推進コーディネーターが、各地域の特徴や実情を踏まえた伴走支援を実施。
また、地域の関係者が連携した具体的な食ビジネス形成のための事業計画の策定を支援。

全国プラットフォームの参加者

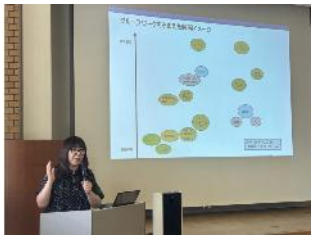
コーディネーターによる講演

3 地域コンソーシアム・参加者同士の連携促進

地域コンソーシアム同士や、地域コンソーシアムと地域外の食品事業者、食品事業者と農林漁業者など、参加者間の連携促進のための情報共有等を支援。

4 セミナーの開催・マッチング支援

地域の食ビジネス創出に資する事例や情報の共有のためのセミナーや、新たなネットワーク形成のためのマッチング交流会を開催。

第一回セミナー

参加者間のビジネスマッチング

連携支援事業の対象となる取組事例①

山形県の事例

- 山形県、産業支援機関、研究機関、金融機関等の支援機関と農林漁業者、食品加工業者、流通・小売業者等の参画事業者によるコンソーシアムを形成

【コンソーシアムにおける支援機関と参画事業者（事例）】

事務局：（公財）流通経済研究所

コンソーシアム参画事業者数：74者（2026年9月時点）
支援機関：
【地方公共団体】山形県
【金融機関】農林中央金庫 山形支店
【研究機関】山形県工業技術センター、山形県農業総合研究センター
【輸出相談】（一社）山形県国際経済振興機構、ジェトロ山形
【関係機関】山形県食品産業協議会、やまがた食産業クラスター協議会
等

参画事業者：
【生産者】もがみ中央農業協同組合、(有)いずみ農産
【食品加工業者】(有)玉谷製麺所、(株)グリーンエース、アインテック(株)、N support
【流通・小売業者】三菱食品(株)東北支社、(株)ヤマザワ、(株)山形丸魚
【飲食業】アル・ケッチァーノ
等

【支援機関が参加事業者に行った支援の内容】

① 消費者ニーズに即した商品開発の強化を図るため、マーケットインによるビジネス開発の経験を有し、山形県の地域資源等を活かした新たなビジネス創出に向け助言等を行う専門家を配置

② 新規食品の開発について、１次加工から最終加工までの工程に加え、品質検査や包装等に関する相談にも、山形県農業総合研究センター食品加工支援ラボが対応

③ 山形県内の学生と連携し、フレッシュな感性と大胆な発想を活かした斬新な新商品・新サービスを検討
等

成果（R7は６プロジェクトが組成され、そのうち２プロジェクトを紹介）

- 生産者の新たな収益源を確保するため、収穫後に硬くなり、選果場で切断・廃棄されたいたアスパラガスの軸部分を粉末化して原料に活用し、ラーメンやパスタを開発。
- 令和８年５月に販売を開始し、７月までにオンライン販売含め約500袋販売。その他、県内スーパーでの取扱いも決定。

山形の「もったいない」アスパラの軸入りラーメン・パスタの開発

- 輸入小麦を原材料とする中華まんが主流の中、耕作放棄地を再生して生産した県産小麦「月山の粉雪」の生地で、未利用部位のマグロと規格外のラ・フランスの具を包んだ海鮮まんの新商品を開発。
- 令和８年春の地域のイベントで120個販売し、初めて食べる海鮮まんにリピート客も多く、終了時間を待たずに完売。

月山の粉雪まん（海鮮まん）の開発

連携支援事業の対象となる取組事例②

京都府の事例

- 京都府、金融機関、研究機関、産業支援機関等の支援機関と農林漁業者、食品加工業者、流通・小売業者等の参画事業者によるコンソーシアムを形成

【コンソーシアムにおける支援機関と参画事業者（事例）】

事務局：（一社）京都府食品産業協会

コンソーシアム参画事業者数：648者（2026年２月時点）
支援機関：
【地方公共団体】京都府
【金融機関】京都銀行、日本政策金融公庫　京都支店
【研究機関】京都府農林水産技術センター、京都文教大学・短期大学
【専門部会プロデューサー】プレミアム中食部会、健康機能性部会、保存・流通技術部会、輸出部会、フードテック部会
【関係機関】（公財）京都産業21
等

参画事業者：
【生産者】（株）健康ファーム、かみむら農園、（株）オーガニックnico
【食品加工業者】（株）ノムラフーズ、イーデライツ（株）
【流通・小売業者】（株）ビオスタイル
等

【支援機関が参加事業者に行った支援の内容】

① 創出されるプロジェクトを支援するため、サプライチェーン構築による新たなビジネスの創出に対する補助等の支援ほか、商談会等の開催などの販路開拓の場の提供も併せて行う

② 農林水産部全体との連携はもちろんのこと、中小企業支援を行う部署や社会的課題に関係する福祉や観光といった部署、大学や外部の関係団体との連携といった多岐にわたる連携を支援

③ 京都府独自の事業として、フードテックの推進を重点施策の中に位置づけており、研究機関や大学、世界的企業が有する技術の集積や、フードテックに関する共同研究を推進
等

成果

- 地域コンソーシアムに参画した（株）ノムラフーズと京都文教大学・同短期大学との連携によるプロジェクトが発足し、マーケットの分析やターゲットでもある大学生の意見を踏まえ開発
- ECサイトや京都府のふるさと納税返礼品として限定150食が完売

京のネオおせち

連携支援事業の対象となる取組事例③

愛媛県の事例

- 愛媛県、金融機関、研究機関、産業支援機関等の支援機関と農林漁業者、食品加工業者、流通・小売業者等の参画事業者によるコンソーシアムを形成

【コンソーシアムにおける支援機関と参画事業者（事例）】

事務局：（公財）えひめ産業振興財団

コンソーシアム参画事業者数：163者（2026年３月時点）
支援機関：
【地方公共団体】愛媛県
【金融機関】（株）伊予銀行、（株）愛媛銀行、日本政策金融公庫 松山支店
【研究機関】愛媛大学、愛媛県産業技術研究所食品産業技術センター
【支援機関】愛媛県中小企業団体中央会、（一社）愛媛県観光物産協会
等

参画事業者：
【生産者】（同）CREW TAMBARA、（株）笑丸、石鎚養蜂、Ono Labo、つくろFarm、
（同）つくろ、食農舎、（株）七福芋本舗
【食品加工業者】（同）field doors、（株）別子飴本舗
【流通・小売業者】Cuddle、えひめ活き生きファーマーズ（株）、（株）糸プロジェクト、
（株）ミカンワークス
等

【支援機関が参加事業者に行った支援の内容】

① えひめ地域コンソーシアムへの参画者を拡大し、既存の食品ビジネスの取組状況等を共有することで、食品ビジネスの新規創出やビジネス同士の価値連鎖を促進

② 研修会や専門部会において、名刺交換の時間を設けるなど会員交流する機会を設定するだけでなく、生産者等が抱えている「お悩み・お困りごと」を発表する場を設け、課題の共有を図ることで、新商品アイデアが出やすい雰囲気づくりを行った

③ 食品ビジネスに関する相談体制を整備し、支援機関による相談会を実施
相談体制：（株）伊予銀行、日本政策金融公庫　松山支店、愛媛県産業技術研究所、
えひめ地域コンソーシアム　プロジェクトプロデューサー
等

成果

- 摘果柑橘・規格外柑橘等を用いて、シロップ、グラノーラ、焼き菓子を開発
- 令和８年５月下旬から自店舗、愛媛県美術館ショップ等で販売を開始し、今後は百貨店催事にも出品

フードセレクションに出展し、30代女性や健康志向のある者たちから好評

- マーケットインの発想によって健康等を意識した消費者をターゲットに、菊いもや白いもを用いた飴、バター飴、パンを開発
- 令和８年４月から自店舗、道の駅、産直等を中心に販売を開始し、県アンテナショップの催事にも出品
- ７月までの販売額は約30万円

スーパーマーケットトレードショーに出展しマーケット調査

連携支援事業の対象となる取組事例④

宮崎県の事例

- 宮崎県や市町村、金融機関、研究機関、産業支援機関等の支援機関と農林漁業者、食品加工業者、流通・小売業者等の参画事業者によるコンソーシアムを形成

【コンソーシアムにおける支援機関と参画事業者（事例）】

事務局：（公財）宮崎県産業振興機構（みやざきフードビジネス相談ステーション）

コンソーシアム参画事業者数：312者（2026年３月時点）
支援機関：
【地方公共団体】宮崎県
【金融機関】（株）宮崎銀行、宮崎信用農業組合連合会
【研究機関】宮崎県食品開発センター、（株）食品検査・研究機構
【産業支援機関】（公財）宮崎県産業振興機構
等

参画事業者：
【生産者】中別府竹林組合、井水竹林組合、法ケ岳竹林組合、バンブー未来創造隊
【食品加工業者】（有）竹炭の里、（有）向栄食品工業、大山食品（株）、横山製茶
【関係団体】国富町メンマ事業化推進協議会、国富町商工会議所
等

【支援機関が参加事業者に行った支援の内容】

① 宮崎県の地域コンソーシアムへの参画者を拡大し、既存の食品ビジネスの取組状況等を共有し、食品ビジネスの新規創出やビジネス同士の価値連鎖を促進

② 好循環を生むバリューチェーンの構築を図るため、積極的な消費者評価会やテストマーケティング等を行い、商品の改善点の洗い出しを行うとともに、加工的側面に立った原料として規格見直しや製造の効率化等の高付加価値化を検討

③ 輸送実証においても改善を繰り返し、早期のサービス運用化を目指していく
等

成果

- 放置竹林問題の解決と未利用竹資源の利活用を目的に、国富町メンマ事業化推進協議会を設立し、生産者・加工業者・自治体が連携する事業体制を構築。
- 原料（幼竹）の収穫から一次加工・二次加工までの実証を行い、メンマ製品化までの仕組みを確立。
- ブランド名「メンマニア」と統一ロゴを作成し、地域発サステナブルブランドとして構築。
- 小売用として、参画事業者の特色を活かした味付シリーズ展開で各々パッケージを作成し、地域ブランドの基盤を整備。
- 業務用として、生産から加工を地域内で行うことで、低コストで生産できる体制を構築。
- 業務用・小売用それぞれの販売戦略と生産・売上目標を策定し、本格的な事業化に向けた方向性を明確化。

統一ブランドロゴ

パッケージは現段階ではイメージ（シリーズ展開イメージ）
統一ブランドロゴもプロジェクトで組成